京城新報

●新聞料 ▲一部二錢▲一ヶ月…▲三ヶ月前金…▲六ヶ月前金…▲郵税一ヶ月金…
●廣告料 ▲五號活字十九字詰一行一回金三十錢▲四號活字十四字詰一行金四十五錢
●陰暦 一月十日
發行兼編輯人 印刷人 山下…
發行所 京城西署西小門通 京城新報社 電話六六

新疆旅行記(續)

七月十二日「デーリング」氏は綏來縣より書を寄せて曰く

…に着せり「ムルムスチ」より…里なりしも予は…人なるも…の傳師等と同宿せしが、…彼と談話を交へし…なりしに、予の覺めたる時は彼は既に…出發して在らざりき、傳道師の居りし場所には一官人と其令息とあり…にして慎み深き人々にして、令息の方は語學研究の爲め露國に滯在せしこともありとか、彼等は伊寧より來る大官を待ち合はせ、共に「ウルムスチ」に歸らんとするなり「マナッス」(支那語に綏來縣)は相互に密接せる二個の陣營を有する市街より成る、一は一般の市邑にして、土耳古人回々教徒及び支那人住し、他は官邑にして唯支那人のみの居住を許可せらる、十年以前には此地は回教一揆の重なる市邑の一にして、曾て清國の帝位を望みし一人住し自己の帝望の成功すべきかを諸の神靈に質して事を舉げたりしも、神靈は實を告げざりしか、他の同志と共に清人の爲めに征服せられて其命を失へり。

七月二十五日「デーリング」氏は尚「マナッス」に在り、其通信に曰く

伊犁行の大荷車二臺を調へたるが、其中の一臺は此處より四驛を隔つる「シフォ」迄余の荷物を運ばんが爲なり、此地より十五里にして一大河を横截らざるべからざるが、之は「マナッス」河にして、天山の融雪を以て漲る時は頗る急激なりと稱せらる、昨年荷車二臺と一人の商人とが溺れたりしが、今日の所にては該地方に大雨なき樣なり、當地は大小の野獸に富み、牡鹿、鹿、羚羊、野羊、兎、熊等の種類甚だ多し、市街の中にも頸の周圍に鈴を付けたる馴致せる牡鹿を見ることあり、其形稍大にして殆ど支那馬の大きさなれども、其枝角は歐州産の牡鹿の如く美ならず、七月二十六日、余が待受けたる隊商は「マナッス」を發せり、それは籠入の栗茶を荷積める三臺の大荷車より成り中二臺は各一個の箱を積み、殘りの一臺は茶籠の外に六人の支那人と一人の土耳古人を便乘せしめたり、伊犁街道に沿へる藪には虎豹多き由にて、露國領事は部下の「コザック」兵の一人が、「マナッス」伊犁間にて一匹の虎を射留めたることを余に語れり「マナッス」を出でたる後、吾等が第一に到達せる地は、約五十里を隔つる「シフォ」と呼ばるゝ所なりき、「マナッス」河を渡りし時は、河水岩石に激して雷鳴の如く水流頗る急にして、荷馬車の一臺は其馬再三倒れ少しく流されたる程なりき、馭者は正路を誤りて馬を引入れしなり、余が馬は甚だ巧に余を渡せり、河水は往々馬首に達することありしも異狀なかりき、荷車を引ける馬は急流の力に抵抗する外、尚重荷を引かざる可からざるを以てや一層の困難あり、動もすれば淺き路を踏み外づして深間に陷り人馬諸共急流に浚はれて死することあり、北方の路に沿ふて一種の沼地をなし、此に蚊蚋群團をなして發育し、馬は甚だ其攻擊に苦む。

各道の自衛團組織(續)

▲全羅南道(長興分署) 長興、寶城二郡は各面組織を了し康津、靈巖二郡は目下組織の準備中なり

▲同道(木浦警察署) 自衛團組織に關しては憲兵府尹と協議し客年末各面長を召集し理事官も出席し其趣旨を説示したるも狐疑しつゝありしが近來匪徒增加の傾向あるを來し再び組織を勸誘したるに却て匪徒の襲擊を顧念しつゝあり

▲江原道(金城分署) 管內交通不便大部落に乏しきと自衛團援護會員が全部一進會員にして世の感情を害したると近來匪徒の大集團なきに至り從つて自衛團組織の爲め却て繫累を增すを嫌ひ率先組織に奔走するものなし爲めに組織容易ならず

▲同道(原州分署) 自衛團組織は必要を認め勸誘するも隣郡未だ組織を了したるものなきに率先組織せば匪徒の襲擊を受くべしと爲し他を顧念し容易に組織に着手せず

▲平安南道(平壤警察署) 成川郡內各面に自衛團の組織を了せり是れ隣接黃海道に匪徒橫行しつゝある際守備隊撤退すべしとの説ありしより自衛團を進んで組織したるものなり

▲同道(德川分署) 德川寧遠兩郡民は匪徒の襲來を虞れ警察軍隊撤退の曉を慮り自衛團の組織を爲すものなかりしが近來其誤解を覺り寧遠郡內に一團德川郡內に七團組織を了し警察に認可を願出たり

▲同道(鎭南浦警察署) 憲兵守備隊府尹と協議し各面長を召集し自衛團組織の必要を促したる結果二月中に全部組織することを決議せり始めは一進會員は率先組織を爲さゝりしも却て世人に嫌厭せられたる事情あるを以て之を加入せしめず且村內長老者たる面長を團の役員に撰定せるより協議圓滿に進行せり

▲平安北道(新義州警察署) 義州郡內は自衛團の役員を選定し目下壯丁編成中威化面の如きは既に組織を了し警備等に從事中なり楚山分署管內も既に準備を了したるを以て不日組織を見るべし龍岩浦分署管內は人民組織に熱心ならざりしが近來鴨綠江上流に匪徒出沒の説あるより俄に組織をなさんとしつゝあり

釜山蔚山近海の漁業

▲鯛ハエ縄 は尤も好漁期にして良好なる成績を得たるものは一月六日より月末まで出漁日數僅に八日間なるに四百五十圓の水揚をなし居れり餌料は重に自ら盲鰻を獲り或は罐詰となり居れる烏賊の油漬を使用し居れり

▲蔚山灣內 にては香川縣の繰網及び廣島縣の石繰網漁業者なるが繰網は專らイナボラを漁獲し十二月初旬より今日までに二千圓餘の水揚を爲し他は主としてサヨリ漁にして是亦千圓以上の水揚を爲し居れり以上兩者とも漁場は長承浦の前面浦鯨會社の解剖場の前面にて漁獲し居れるを以て殆んど時化知らずの有樣なり

▲以上の漁獲物 は灣內にも既に二百名以上の本邦人居留し蔚山本部にも百五十餘名の在留者あり且つ一般韓人の生活程度高まりし爲め他に輸送するの必要なく全部直ちに賣却されつゝあり

▲蔚山灣內 に建て居れる鰊を目的とせる漁帳は一月六日より十日までの間尤も盛漁期にして尠なきも六七百圓多きは三千圓位の漁獲ありたり

▲魚市場 釜山理事廳にて認可を與へられし魚市場は一萬圓の資金にて設立のことゝなり居れるも未だ場所を確定せず目下の所にては假市場として同灣內の上取浦(內海)に本年十二月迄を期限として設置する事に內定し居れるが滿期までに場所を選定の筈

▲蔚山灣 は其西灣はウリンウコウと稱し水深尤も深く大船巨船の碇繫に便にして古來捕鯨船の根據する場所なるが之れに反し東北灣は蔚山河の注入するありて大部分は遠淺にして實地調査の結果に依れば海苔類貝類の發殖に適當する見込立ち居れり之れに就ては不日具体的に詳細の報告を爲すことあるべし

▲東洋捕鯨會社 の捕鯨狀況は昨年來本邦の各地に手を下し其成績良好なる爲め船は多く其方に差向けたるを以て僅かに一隻にて從事し居り時に臨時に一隻だけ來る位なるが昨年九月より今日迄に七十頭餘の捕獲なりと此頃は不漁の狀況なり

外國貿易旬報

關稅局調査

區分	本旬分	一月以降累計
輸出品額	四八九、四二三	一、四〇五、一九六
輸入品額	九五九、六六〇	二、六二一、六八四
合計	一、四四九、〇八三	四、〇二六、八八〇

右貿易額の港別左の如し

港名	本旬分 輸出額	輸入額	計
仁川	七五、五四七	四〇四、九二九	四八〇、四七六
釜山	一八六、三七三	三二八、六二一	五一四、九九四
元山	三三、七六一	六七、八三九	一〇一、六〇〇
鎭南浦	—	九、九七三	九、九七三
京城	三二三	六七、八五五	六八、一七八
群山	九五、六五〇	二一、八二一	一一七、四七一
木浦	三四、三九一	二一、八七〇	五六、二六一
馬山浦	二〇、三九五	一九、三九九	三九、七九四
城津	四、四〇二	一〇、〇一六	一四、四一八
新義州	一八、五七九	七、三四七	二五、九二六
計	四八九、四二三	九五九、六六〇	一、四四九、〇八三

輸入重要品表

品名	本旬分	一月以降累計
食鹽	三、七六八	一九、二六四
清酒	一六、一一〇	四五、七七六
打綿	八、三九二	三三、五九三
生金巾及びシーチング	一五九、四五二	五〇〇、八四一
日本木綿	四一、〇一六	一〇七、一五二
煙草(葉卷除く)	四九、九五一	一三三、二八二
石油	一一六	一、五五四
マッチ	六、九八四	二六、二九六
砂糖及精糖	一七、九七四	四九、四七五
石炭	一三、一九四	六二、八七七
綿絲	一二、六四九	三八、三八八

輸出重要品表

品名	本旬分	一月以降累計
米	一九六、四二一	五九四、五五三
大豆及小豆	一八四、四二〇	五二〇、三〇〇
鮮魚乾魚鹽魚	三、九一五	三六、三三六
人參	七二	一七二
牛	三三、三五四	八一、六六八

次に本月の各港別貿易額を昨年一月分と對照すれば左表の如し

港名	本年一月分 輸出額	輸入額
仁川	二七七、六六七	一、二二六、五七五
釜山	五四四、一四一	六六五、五五六
元山	一五〇、六五二	一七五、〇八六
鎭南浦	一一、六六三	三一、一二四
京城	六六九	二六四、二四五
群山	二二〇、八四四	五五、七三三
木浦	一〇七、三三六	五五、六三三
馬山浦	三一、〇七七	三六、九七八
城津	七、四九九	一九、四三二
新義州	四三、七五八	二一、三七一
計	一、四〇五、一九六	二、六二一、六八四

十二月中の仁川貿易(四)

(八)石油 石油の需要季は十月頃より翌年一月に至る約四ヶ月間にして本月を以て其最盛期とす韓國に於て最需用せる石油は松函、勝利を主とし次は錨印なれども需用は二品に比し遙に下位にあり錨印は昨年來品質改良を加へ價格廉なれども凍寒の候は充分光明を放たずとか煤煙を發すること多しとか兎角の世評いため日韓人とも需要捗々しからざるも漸次高行を増しつゝあり相場

	最高	最低	平均
松函 一函	三、三二〇	三、三二〇	三、三二〇
勝利	二、九九〇	二、九九〇	二、九九〇
錨印	二、八五〇	二、八五〇	二、八五〇

にして始終保合へり元來松函勝利の直段の移轉は米本國の都合により横濱なる東洋代理店より來る電報を標準とするものにして横濱地需若くは在商の如何に關せざるなり横濱其他に於ては投機的に石油の思惑をなすものありて直段も一日の內に三四十錢方の變動を見る事あるも當地に於ては石油組合なるものありて互に契約を遵守しつゝあれば決して思惑等の生ずるはずなく直段は一に横濱の打電に委せられあれば差したる變動を見ず偶々上下することあるも僅かに一二錢乃至四五錢方に過ぎずと云ふ

朝鮮での猿(上)

凸凹山人

▲朝鮮には元來猿猴類を全く産しない、産しなかつた處に、乃ち僕の話しが産出する。

▲今でこそ京城へ行けば、倭城臺邊には猿芝居が絶へずかゝつて、勘平さんや熊谷なぞを珍紛漢の韓人に御目かけて居るし。また時にはチャン君なぞも、熊や猿を引連れて田舍へ出掛け。自然猿を知らぬでもないやうになつて來たが。以前に溯つて考へると中々珍談の多い事であつた。

▲日清戰爭以前の頃には、本邦人の興行師連中に、猿を連れて田舍入りをするものが尠くあつた。韓國には元來猿と云ふものが全然無かつたのであるから、其頃は韓人中でも、文字ある少數のものこそ、文字の上で猿猴なるものを知つて居るが、實物は初めての事で、それすら文字の上では其聲が斷腸の哀音を帶んで居るとか、月影に戯れると云ふやうな單調な點だけを知つて想像する計り。彼れが怜悧な、人間に毛が三本足りない事など迄は、夢にも知らぬところ、況して一般文字なき走童婦女輩に至つては尚ほ更の次第。

▲そこへ此猿猴殿を連れて行つて例の藝當を御目にかけたのだからたまらない。サー評判〳〵忽ちにして大評判となつた。興行場には人山を築いた。田舍の婆さんは涙をこぼしてツクツクと呟き初めた。あれあの毛人が小犬に乘つた、喧嘩をおつ始めた、一人は負けたと見ゐて寢ちまつた、アンダンべーあら藝當して居るだちう。見ろあの毛人を。可憐そうなこんでは無いか。體格は一寸坊で。獸のやうに毛が生へて。口はありながら言ふ事も出來ないで。觀せ物にはされる。藝をしないとては叱られる。それでも何だか云ふ事を聞き分けて藝をするのは感心だ。馬鹿でも無いと見ゐる。同んなじ人間に生れながら、何の因果か天罰か親不孝はさせたくないものあれも前世の不孝の報ひだろう、子々孫々の誡めだ。南無阿彌陀佛〳〵、一作も行つて見ろやーい、孫も連れて行け。と、因果を感ずるもの、奇を好むもの、言ひ傳へ聞き傳へ誰れも彼れもと遠近數十里から相率ゐて雲集す。

文苑

佳羅丹之幾　玉井南軒

●追羽子
門の邊に羽根つく聲の靜まりぬ歳の一日や早やくれぬらむ

●鞠遊
うなゐ子よ汝がもてあそぶ鞠の如生ひ行く先の圓くあれかし

小説 紅のみだれ(六十九)

永井櫻圃

れ松の去つた後は、山田と清之助の兩人となつた。清之助は山田の布團の端の捲れて居るを直しながら

『本當に彼の女中は、奉公人には珍らしい女ですね。それに引較べて、此宿の夫婦は何うでせう、いくら薄情だからッて、死ぬほどの病人を、醫士にも診せず、藥も服まさないと云ふは、鬼見たいな人達ですね。それで僅な勘定を彼の通り嚴しく催促するんですもの、眞箇呆れて物が言へないぢやありませんか。』

『聞けば聞くほど失敬千萬な奴だ、それと知つたら勘定の殘金なんか拂つて遣るのぢやなかつたに、馬鹿々々しい事した。』

山田が腹立しさうに云へば

『ですけれど、那麼な人に拂はないで御覽なさい、それこそ欲い〳〵の妄で取附れますわ。僅かな金子ですから欲る物は遣つて了つて、早く何處かへ移る方が可ござんすわ、斯麼酷い宿に長く居て御覽なさい、後には甚麽目に逢ふか知れやしません。』

『一日も早く何處かへ轉りたいと思ふけど、面白くない話だが、全快して少し働かなきやア、轉宿する費用も無いのだからね。』

と、力無げに云ふ。

『では、斯うなさいませんか、私も初中終見舞に來たくても、斯麼遠方では度々來る事も出來ませんから、成だけ近い所へ下宿を捜しますから、お移轉なさるやうに……まだ其のお體ではツイ二三日の中と云ふ譯には行かないでせうね。』

『なあに、駕にでも乘つて往けば、往けない事は無いけれど、それにしても金子の準備を爲てからでないと……』

『準備と言つて貴方、此宿の拂ど、先方への拂ぐらゐあれば宜いのでせう、其のぐらゐの金子なら、今日此處に持つて居りますから、少しも心配要りません、遠慮しないで使ひなさい。』

『だけれど、清ちやんに那麼澤山借りちや濟ないから、全快するまで待つ事に爲う。』

『本當に貴方は義理堅いのね、私だッて貴方にどれ程御恩になつてるか分らないぢや有りませんか、私が今日のやうに人氣の出たのも、元はと言へば貴方に人氣を附けて頂いたやうなものですわ、先刻のお松さんでせう、僅か手紙を讀むだり、書いたりして貰つた位に、あの通り親切を盡して呉れたぢやありませんか、それに比べて見れば、私なんぞは、どんなにしても助け申さずに居られませんわ。』

『だけれども、私は清ちやんを贔負にして與へたものでは、何も恩返しを受ける理由は……』

『義理も恩返しも無いぢやありませんか、[illegible]それでは、いつやら公園で約束した事は[illegible]はござりません、ですからこそ貴方の御在所を一生懸命に探ねて居たんです。貴方があの約束を忘れないで居て下さるんなら僕の金子を受るを右や左仰やるのは無いぢやありませんか』と、怨めしげに山田の顏を睨めた。

京城新報

暴徒懷柔手段

（地方の道路工事）

聞くところに依れば其筋にては暴徒懷柔の手段として各道に道路工事を起し暴徒等を工事に使役し貨幣を得せしめんとするの議ありと、斯る容易なる手段によりて今の暴徒が懷柔し得らるゝならば开は此上もなき幸なり而れども如斯は曾てタフトがフヰリピン總督たりしとき叛徒に向て試みて失敗したる手段なり寺內總督が土匪に試みて効果を收め得ざりし手段なり、斯る前例ある手段を今更の名案の如く考へ之を韓暴徒に試みんとする當局の心事や余輩の了解に苦しむところなり

由來韓暴徒は頑迷無賴にして働いて飯を喰はんとする程に正直なる輩にはあらず彼等が騷擾を事とするや正業を得んが爲に騷擾を事とするにあらず當局者たる者懷柔策を試むるの以前尙一考して可なり

滑稽なる對照

東洋火災の資金運用法
韓國官吏の保險監督

余輩は韓國に於ける新起保險事業が韓國經濟界の現況に照し危險不適當なることを論述して當局の發起者に警告すると同時に一般世人の注意を促したり而して近頃東洋火災保險會社發起者が發表せる事業目論見書と當局が發起者に交附したる命令條項を一覽するに及び余輩は當局及發起者が保險業及韓國經濟界の實狀に關し全然其智識を欠ぎ盲目同樣にあらざるなきやを疑ふところを言はしめよ

東洋火災保險會社目論見書の一項に曰く

當會社は日清韓各地より醵集したる保險料金及積立金を韓國經營の資金に運用す

と表面の文意は頗る壯にして立派なるに相違なきも其實質を穿ちて考ふれば虛にして危險なり、余輩の數次說述せる如く保險會社の資金は保險業取締法に基き大小火災の起りし場合に於て何時にても保險金の仕拂に差支なきを期し現金若くは即時現金に換へ得らるゝ方法に依り最も安全に保管せられ亦運用せらるゝことを要す、而るに東洋火災は之を韓國經營の資金に運用すと云ふ今日韓國經營の事業中固定の性質を帶びずして資金を放下し得可きもの何かある、日露戰役後各人競ふて所謂韓國經營の事業を開始し其年月未だ淺きに拘はらず今や孰れも資金の固定に苦しみ煩悶憂慮時に破綻失敗に陷らんとするもの頗る多きにあらずや余輩は疑ふ東洋火災の發企者中にも或は此種の煩悶者なきかを、要するに韓國經營の事業は資金の固定を意味するものなり而るに同會社が其保險料として取入れたる資金を如斯固定的事業に運用すと公言するに至りては發企人其人が全く保險事業に關する智識の欠乏を表白するものにして余輩は之を許して寧ろ滑稽の極と云はざるを得ず日韓廣しと雖も此滑稽事業に贊同する物好者果して幾人かあるべき亦斯る保險智識の欠乏せる發企人に依つて設立及經營せらるゝところの會社に向て安心して保險料を仕拂ひ保險を托するの物好者果して幾人かあるべき余輩は今に於て東洋火災發企人の無謀を難ずると同時に其前途に光明なきを察して轉た氣の毒に堪ざるものなり（以下次號）

香港電報

▲孫逸仙放逐電命

在新嘉坡の支那領事は近頃安南より來りて同地に滯留中の淸國革命黨の首領孫逸仙の放逐を海峽殖民地太守に要求せよとの電命を北京政府より受けたり（九日發）

東京電報

▲韓太子の移轉

韓國皇太子は鳥居阪御用邸へ移轉あり兩陛下より御見舞品ありたり（九日午後發）

▲天然痘流行

當地天然痘流行を極め累計二百五十餘に達せり（十日發）

▲勞働大臣の謝辭

加奈太勞働大臣は本邦滯留中官民の優待を受けたるを光榮とし感謝の意を表せり（十日發）

雜報

暴徒の系統に就て

各地よりの情報によれば暴徒の勢力は稍下火となれる模樣なるが果して鎭靜の趨勢となりしやとは頗る怪はしく今尙各地に於て單獨なる旅行の危險なること以前と少しも變りしこと無く殆んど暴徒の出沒の如きは何時制息すべきや何れも該問題の處分に就ては何等の妙案無きものゝ如し

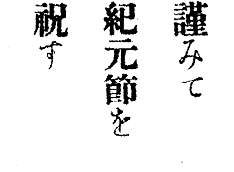
さて暴徒の系統に就ては確實なる調査報告を得ざるも大體に觀察すれば第一期に於て江原道及忠淸北部に起りし暴徒は純然たる政治的性質を帶び我勢力に對して排斥、破壞反抗の目的を有したる政治的暴徒と謂ふべく該區域に於ては我軍隊の討伐猛烈に遂行せられ其重なる團聚は當時分散竄逐したるものゝ如し次に京畿の北西地方より黃海道東北部に起りし暴徒は第一期暴民の餘波によりて起り其性質も變化して純然たる火賊の類加はりて一時勢力も猖獗なりき吾人は第二期暴徒の性質を目して政事的及社會的混合の暴徒と稱す

次に昨年十二月頃より忠淸東南に波及し全羅の一部に侵入し慶尙の山地に於ても小團聚の暴徒起り閑乘の發見及來襲每に我討伐隊は常に多大の損害を與へて懲伐しつゝあるが該地方に侵入したる暴民は江原地方より轉回したるものあるべしと雖も最近の情況を聞くに彼等は殆んど日韓民を論せず專ら良民の財寶を掠奪するを目的とするもの多きが如く純然たる賊類にして暴民と混稱するは云ふ可らざるもの吾人は之を稱して社會的暴徒と謂ふ

今や以上に區別したる暴徒系統を調査する上に於て目下政治的暴徒は鎭靜の狀態に在り寧ろ例年冬期より初春にかけて各地に起る暴徒の勢力侮り難きありて果して以上の暴徒本年春期の到るに於て如何に鎭靜せるか吾人の觀測する處によれば純然たる政治的暴民を根本的に鎭靜せしむる方策を決せざる間は各地の秩序を回復すること容易ならざるべしと想像す

●曾禰副統監の謁見　曾禰副統監は昨日午前十一時五十分統監官邸に於て各國公使館附武官より[illegible]轉任の途次來京せる陸軍少將山內小二郎氏及び滿韓視察の爲め來京せる陸軍監督部長一等主計正[illegible]計門松英太郎氏を引見したり

●統監大森著　伊藤統監は二月八日午後六時大森に着せられし電報其筋に達したり



●統監府祝宴　本日の紀元節には[illegible]後六時より統監[illegible]祝意を受けらるゝ[illegible]よりは長谷川大將[illegible]人韓國各大臣、各[illegible]君、李載完の二[illegible]從長其他重なる[illegible]判任官側よりは[illegible]述べ終つて食堂に[illegible]

日韓畜產の願書撤回

秋田某肥塚某等[illegible]獨占特許の出願[illegible]得んが爲種々運[illegible]突然農商工部の方針變更したる[illegible]人等は無止願書を撤回すること[illegible]と云ふ

電氣會社の再回答

電氣鐵道乘車賃値上に關し京城居留民團長[illegible]が個人として同[illegible]したる回答に對し會社長コールブラン氏は右に對し七月付を以て左の如く回答し來れり

拜復本月三日付貴翰拜讀仕候貴方より差上候過日の[illegible]下候御提案の全ヶ條に對する回答は稍々不明瞭なりし如きは遺憾に候て先月三十日付拙書の內容を正しめ且つ明治町三丁目迄電車軌道を延長すべしとの今回の御申聞に對する書面を合せ該書面を改訂して別添の書と存候現今の所にては五錢以下の切符を設け若しくは低率の往復切符或は回數符を發行致候事は弊社の財政事情に於て[illegible]さゝるもの有之候は遺憾に御座候[illegible]日以來切符制を廢し電車にて現金[illegible]る事に改め候は事情已むを得ざるにて其後多數の乘客に於ても其[illegible]せられ居る所に御座候既に東京及重なる新聞紙ジヤパンメール及ンレツスも弊社の賃金値上には豫想理由の存せしを認め且つ其理由を[illegible]たるを是認せしに拘らず貴下を經[illegible]候此書にして尙ほ御書中の二新聞[illegible]氏の意を滿足し得ずとせば遺憾實に候若し幸に別添書中の個條御同[illegible]下候得ば弊社は是れより直ちに龍[illegible]電車運轉上の改良及兼て御要求の[illegible]備に努力可仕候希くは本月三日の[illegible]同五日『ソールプレス』紙上に掲載[illegible]如く此書及別添の書面も同じく英[illegible]に公表被成下候樣願上候尙ほ双方交涉の顚末を明かならしむる爲め[illegible]聞にも全文の譯書掲載方御取計ら[illegible]候へば幸甚此事に奉存候敬具

明治四十一年二月七日
社長 エッチ、コールブラン
日本居留民團長熊谷賴太郎殿

追加第七　明治町三丁目へ軌道を延長する事

御答　第五項に對する御答と同樣に御座候

御答　同道路上御指定の處に乘客待合所建設御許可の件貴所に於て御取計被下候以上

第七項に對する御答は一月三十日付答解に記載せらるゝものと同樣

右の回答に依り熊谷民長、淵上龍山民長、商業會議所會頭の二氏は昨日コールブラン氏と會見し最後の交涉をなす筈なりしもコールブラン氏に於て差支へあり明十二日頃會見し談判する所ある

釜山會議所の開申

鐵道乘車賃改正に就て

四月一日より京義線便乘線を普通營業線とすると共に一般鐵道の賃金を改正し交通最も頻繁なる京釜間及び京仁間は非常に迷惑を感じ殊に短距離乘客最も不利を蒙り一般交通上は固より開發上に於て非常の阻碍を來すことなるは識者の認むる處にして我社は管理局の不當なる處置を鳴らしたるに於ける日本人商業會議所に於て鐵道管理局長に向ひ左の如く開申ありたり

鐵道旅客賃金改正に付意見開申

統監府鐵道管理局に於ては來る四月一日以後京義線を營業線に編入し京釜線との統一を圖り隨て京義線に於て損失を京釜線の收入に依り塡補することとなり結果旅客賃金に非常なる大改正を行ひ京義線に於ては從來の便乘賃金に比し引下げられたるも韓國鐵道の重要線なる京釜線に於ては從前の賃金に比し著しく引上げられ且一般に短距離乘客の距離乘客に比し著しき高率の賃金を課せざるべからざるに立至りたるは本所の深く遺憾とする所に有之候

南韓地方は北韓に比し土地肥沃にして人口稠多文化の程度亦稍や高く且地理上本邦に接近し日韓人共に文明の利器たる鐵道の要路に當れるを以て日韓人共に利用するもの比較的多く殊に大邱以南各驛間に於て交通往來最も頻繁なるを見る然るに今回賃金改正の結果京釜線は遠近一帶に通し總て非常なる高率となり就中五十哩以內の短距離最も甚太しく即ち本會議所の試みに積算せる所に依れば草梁より重なる各驛に至る三等旅客賃金の引上實に左の如し

草梁より重なる各驛に至る三等旅客賃金

驛名	現行賃金	改正賃金	比較增額	引上の割合
龜浦	一八	三〇	一二	六六
三浪津	五四	八九	三五	六五
密陽	六九	一、一三	四四	六四
大邱	一、三四	二、一六	八二	六一
太田	二、六八	四、一四	一、四六	五五
南大門	四、一四	五、八六	一、七二	四二
馬山	九九	一、六一	六二	六三
仁川	四、三四	六、二五	一、九一	四四

斯の如き急激多大の取引は勢ひ交通の發達を妨げ產業の進步を阻み延て韓國の開發上に勘からざる影響を及ぼさゝるを得ず新義州、馬山間最長距離乘客は其賃金從來に比し四圓四十錢の低減を來すと謂ふと雖ども斯の如き長距離乘客は其數實に僅少殆んど算ふるに足らず之が爲めに大々的多數たる京釜及京仁線乘客殊に南韓地方短距離乘客の最も大なる不利不便を度外に措き敢て顧みざるが如きは鐵道營業政策上決して策の得たるものに非ずと信じ申候

抑々鐵道は其營業の根本政策として沿道各地の發展を圖るに力めざるべからず今や京釜線に於ては此の源泉の涵養をなさず却て非常なる賃金の引上を行ひ以て沿道各地間の交通を阻碍し各地將來の發展を妨遏し之に因りて韓國の開發を遲からしめ一般實業及貿易の進步を害し結局日韓兩國の不利を招き畢竟鐵道自らの收利を減少するの結果を見んとす蓋し北韓地方少數乘客の利便の爲めに南韓地方大々的多數乘客の利便を犧牲に供せしめんとするが如きは甚だ酷なりと謂はざるを得ず又京城仁川間には四回以後特に割引往復切符を發賣せらるゝ趣なるも斯の如きは姑息の策のみ要するに今回旅客賃金の改正は甚だ妥當を缺き特に南韓地方の利害得失を全く度外視せられたるものと申すの外無之と存候

右に付當局に於ては此際更に十分なる詮議を加へ急劇なる賃金の引上を見合せ己むなくんば之を適當なる程度に止められんことを切望の至に堪へず候

右意見議て開申候也

明治四十一年二月一日

釜山日本人商業會議所會頭 石田信一郎

統監府鐵道管理局長 大屋權平殿

平壤鑛務所の亂脈

平壤鑛務所の工事受負及煉炭販賣に關し種々の醜聞ありしが爲農商工部鑛務局は過日某氏を派して調査するところありしに其發見したる亂脈の程度や實に意外なりしと云ふ、記者は新任林所長の深き注意を促すものなり

●協率破棄說に就て　內國火災保險者間には過日の新協定料を破らんとすとか或は既に破りし者ありとか噂ありて彼れ等は今や尙かちざる疑惑の裡に彷徨しつゝあるが如きが右につき某保險業者は謂りて曰く外國保險者が協定違反の場合には契約を解除せしむるてふ有力なる制裁を設くるにも關らず早く既に協定破棄の兆を云々せらるゝ今日內國保險者等が道德的攻擊を加ふる外は何等特殊なる制裁法を有することなくして協定の遵守を期待するは迂愚も甚だしといふべし元來料率協定の如きは畢竟するに營利觀念より來るに外ならず即ち現下の狀況に於ては各會社料率を協定し無謀なる競爭を一掃する方各社に取り比較的利益あるが爲に外ならず故に若し料率の協定は不利なりと認むべき事情あれば手痛き制裁なき以上之を破棄するは又當然の歸着點なるべし而して今所謂我が五會社なるものを通觀するに資本金に於て、積立金に於て營業方針に於て、主腦者の伎倆に於て危險分散の具合に於て凡て同一ならず而して此等の不同は各社の信用に差異を生ずる所以なるが已に各社の信用に優劣あり而も支拂ふべき保險料率其の他の條件同一なるに於ては爾後保險契約は劣等なる會社を去りて優等なる會社に集中すべく劣等會社は苦しまぎれに協定の破棄を企つるは實に明白の理なり前記の協定違反說は若し虛僞なりとせば开は優等會社に取り勿怪の幸ひといふべく頓て劣等會社が協定の維持は自己に不利なることが帳簿上より證明せらるゝの日は（間もなく來るべし）即ち料率破棄、自由競爭の實現せらるべき日なり單に道德的制裁に滿足して協定遵守を夢想する我保險者は寧ろ無邪氣の至りなりといふべし

沿岸島の滊船會社設立

韓南沿岸島嶼滊船會社を設立せんと韓國政府に出願中なりしが今回更に追願をなす爲め發起人岡十郎大池忠助の兩氏來京したり同會社の目的は韓南沿岸各地の開發に關係を有するを以て發起人等は韓政府より補助を仰がんとの希望なる由

●仁川居留民會　仁川居留民團に於ては過般委員に附托せる調査事項に關し前回に引續き第二十一回民會を明日午後三時より開催する筈なり

●素倉建設の請願　素倉建設に關し仁川商業會議所より管理局に請願する處ありたるは既報の如くなるが尙は運送業者よりも請願すべく同所より勸告せりと

●仁川金融組合の決議　仁川金融組合にては過日の役員會に於て其組織を變更し事業を擴張することに決せりと云ふ

●暴徒影響調査に就て　韓國經濟協會にては目下各地方に暴徒跳梁の方法及び暴徒のため地方經濟に及ぼしたる影響其の他の事項を調査するため委員を派したるが尙は各地在留者の希望意見等を聞くは同協會の歡迎する處にして特志者は客月廿八日各新聞紙に掲載せられたる同協會調査項目に因り書面にて京城日本社內服部氏宛に發送せられん事を望むと同委員は語り居れり

●楊州地方の賊狀　各方面より情報を綜合するに楊州郡石積面檜村里（西北方三里）及同白石面書光寺（西方四）里に二三百の暴徒集合の模樣あるを以て去五日午後十時當地憲兵分遣所より所長菅原曹長以下上等兵八名楊州分署より巡査四名同地に出張したるに二月一日檜村里に三十餘名一泊したるも飮食せし外何等の要求せず廣石面（西方三里）方向に去りたる事實及五日夜廣石面基齋里に向ひたるを探知し坡州方面に追跡せんとせしに偶同方面より高陽憲兵分遣所なり出張せし下士以下九名に出會し同方面に逃走せしものにあらず他方面に向ひたること判明せり其方面不明の趣を以て六日午後五時歸署せり同城は首魁尹仁淳及び金昌植の率ゆるものにして其數三十餘名を過ぎず而して軍銃其他の銃器約二十を携帶中には賊黑色外套を着用せる者ありたる由なり

●義信の挾擊　智異山討伐隊川原特務曹長の一隊は去る二日義信（河東西北八里）にて五十餘の賊徒を挾擊し十九を殪し多數を傷け一名生擒せり鹵獲品刀一銃十一其他雜品若干軍威守備隊の岩下上等兵の斥候は二月一日午前四時三十分臨西面靑洞に於て賊徒約二三十潛伏しあるを偵知し之を攻擊して潰亂せしめたり賊の死三、鹵獲品火繩銃一

●自衞團賊徒を捕縛す　楚山郡楚山面は曩に自衞團を組織し警戒に從事中一月廿三日突然銃器刀劍を携帶せる三名の壯漢面長及び洞長の宅に來り義兵嘯集中なるを以て面長より砲卒十五名を出す可しと命したるより團員は之を逮捕し楚山警察分署に護送中三名共謀し逃亡を企て抵抗したるを以て止むを得ず其一名を斬殺し二名を引致したるを取調べたるに我等は木綿商にして匪徒に非ずと主張せしも其の携帶品中に帽子及び三路其の他の兵書ありて暴徒蜂起の煽動をなしつゝありしものと認めらるゝが故に更に寧邊警察署に護送したりと云ふ

●掌禮院の移轉　韓國掌禮院は本日昌德宮金虎門前前吏曹朝房へ移轉する筈

●曾禰副統監の寄附　曾禰副統監は馬山尋常高等小學校建設費中へ金五百圓を寄贈せられ本日紀元節の佳辰を以て同校落成式擧行に際し目下同地へ出張中なる統監府囑託廣田文學士をして之を傳達せしめたり

●長谷川大將の寄贈　二月六日長谷川軍司令官は恒吉步兵第十二旅團長の手を經て大邱日本居留民教育費として金三百圓寄贈の傳達方を氏野大邱理事官に托せられたるに因り同理事官は直ちに大邱居留民團役所に其旨を傳へ該金員を交附したり

●女官の邦語學習　藤澤女史の監督する明進女學校へ目下三名の宮內女官入學し專ら日本語の學習に勉め居る由なり

●宣教師の救恤　京城に任せる米國宣教師マーカック及びトマリヨン氏は客月二十五日洪川地方に傳道の際昨年八月以來暴徒の爲め家財を燒毀せられたる連峰里の韓民九戶に各金一圓八十五錢宛を施與したり

●京城民團役所の遙拜式　本日は紀元節に相當するを以て京城居留民團役所に於ては午前十時遙拜式を擧行すると云ふ

●信濃川丸の座礁　去る三日長崎より仁川に向ひ直航しなる大阪商船の信濃川丸は五日午前三時群山沖北西[illegible]所近にて暗礁に觸れ沈没せんとしたりしが船員一同は必死となりて十二東波島に坐礁せしめたるが群山同社支店よりは直に救助船を派遣して船客九名及び積荷二十六噸を移乘し郵便物は郵船のオ[illegible]と同船體は多分引上の見込あるべし

●鐵貨輸送　一昨日仁川を出帆したる[illegible]ハヨー號にて仁川三井物產よりは銀塊五十五個（價格六萬二千圓）を大阪に輸送せりと

●御用船入港　陸軍御用船咸興丸は宇品より軍人七名軍需品一百九十九個を積みて入港

●仁川港一月中の船舶出入

入港	汽船	六三	四三、五四三屯
	帆船	五二七	
	ジヤンク	一七六	一〇四
出港	帆船	六四二	
	ジヤンク	八〇	九六

●稻澤書記轉任　京城居留民團役所書記稻澤清吉氏は漢城病院書記に轉任せり

公人私人

▲[illegible]
▲池田英三（統監府事務官）名塚へ
▲石橋義夫（法務官）同上
▲小笑原寛（水原財務官）本田方へ

●九日參內者　[illegible]合計二十八人（內謁八九人）重なるは承候官尹澤榮、同尹德榮、侍從院副卿李會九、同[illegible]洪在阜、承寧府[illegible]侍從金永甲、同李甲高、承寧府[illegible]令相昱等なり

●京城民團役所の遙拜式　本日は紀元節に[illegible]に相當するを以て京城居留民團役所に於て[illegible]前十時遙拜式を舉行す[illegible]

●信濃川丸の座礁　去る三日長崎より仁川に向ひ直航したる大阪商船の信濃川[illegible]群山沖北西の所近にて暗礁に觸れ沈沒せんとしたりしが[illegible]は必死となりて十二東波島に避難せしめた[illegible]るが群山同社支店よりは直に救助船を派遣して船客九名及び積荷二十六個を移乘し[illegible]船員一同と倚船体は多分引上の見込あるべしと

●銀貨輸送　一昨日仁川を出帆したる[illegible]號にて仁川三井物産よりは銀塊五十五個（價格六萬三千圓）を大阪に輸送せりと

●御用船入港　陸軍御用船盛興丸は[illegible]品一百九十九個を積みて昨夜仁川に入港せり[illegible]より軍人七名軍需品[illegible]

●仁川港一月中の船舶出入
入港　汽船　四三、五四三屯　六三[illegible]
帆船[illegible]
出港[illegible]

●稻澤書記特任　京城居留民團役所書記[illegible]

●公人私人
▲[illegible]名塚へ
▲池田英三（統監府事務官）同上
▲石橋義夫（法務官）
▲小笑原寛（水原財務官）本田方へ

●九日[illegible]十八人（內[illegible]人九人）重なるは承旨官尹澤榮、同尹德榮[illegible]侍從院[illegible]卿李[illegible]九、同[illegible]、承寧府侍婦八二十一人）重なるは義親王妃殿下侍從院侍從金永甲、同李甲[illegible]、承寧府掌膳金相昱等なり

●詢崎氏の女子教育談

京城居留民團役所教育事務囑託詢崎嘉一郎氏は昨年十二月大阪外六縣の女子教育の状況を視察し去月中旬歸所したるが今其談話を左に掲ぐることゝせり

△此度私の視察致しましたは府下縣下に渉り高等女學校を参觀しました其數が丁度十校になります視察をすれば矢張其れだけ私の利益は十分にあるもので今其大略を御話申しましょうが香川縣立高松高等女學校長は男にしては珍らしい人で羽織袴位は自分で縫へるのでありますから裁縫の事には却々精通して居ります裁縫には色々流義がありますけれども凡四通りに大別が出來ます即ち京都大阪を中心にしたるもの之を關西流と申します時間を拵はず總ての部分を叮嚀に縫ふのであります次に東京を中心にしたるもの之を關東流と申しまして脊筋等の部分は大針に縫ふて早く仕上げるのを重もに致します其れから仙台流に熊本流であります例へば甲流では帶芯に綿を入れるけれども乙流では一切綿を入れないとか綿入羽織の襟の付け方が四流各異にして居るとか其他細かい點に至ると相違の點が澤山ありまして色々の講釋を聞きしたけれども斯道に知識のない私共には解りませず記臆にも止まりませんが同校長の言はるゝには一校の仕立方を見るよりも立派に着飾る人を見る方が却て何流の仕立方があるである判斷が易いとの話でした從て何處の人間であるか着物で分ることがあるそうであります又田舍の婦人は人の着物を見て其地質や縞柄色合等を評するけれども其仕立方の點に着眼しない樣であるが此女學校の生徒には其注意を與へて居ります借て大きな學校になると裁縫の教師が四五人も居らねばならぬのでありまして是等の教員が夫々流義が違て居つては生徒に迷惑を來すことがありますから成るべく同流の人を採用するのみならず細かい點迄も相談して統一して置く必要があります是れは裁縫に限らぬ何の學科も同じ事學科の教員は前以て打合せの必要があります其れから平素木綿や洗濯ものばかり仕立て居つては手が上がらぬから成るべく絹物を縫はせるやうにして居るのであります何しろ此學校長が此通りでありますから裁縫の教員が中々骨が折れるそうであります そこで教授法も研究して居りますから生徒が裁縫に大なる興味を持つて居ります私の娘が極めて裁縫に下手でありまして從つて又裁縫が嫌いでありましたが此學校の世話になりまして半年も經たぬ間に大層上手になり本人も裁縫が好きになつたと愚妻が喜んでの話であります別に此學校の裁縫の時間が多いのではなく矢張御規則通り毎週四時間しかありませんが全く教授法が其宜しきを得て居ると云ふことに歸着致します序に申しますが私が師範學校や中學校に從事して居つたときに其入學試驗の成績を見ると小學校長が習字に得意なれば其出身者も亦字を甘く書くし又數學に達者な教員が居れば其出身者は數學に良い點數を採ると云ふ斯う言ふ結果が得られました是れは其教員が學科に過分の興味を持つて居るために其教授法にも自然興味があるからであります

●本日の大砲　本日は紀元節のことゝて訓練院に於て大砲の發射あり暴徒などゝ速了して騷ぐべからず

●又も石合戰　陰曆の正月のことゝて韓人は舊習に基き石合戰を爲さんとすれども多數の怪我人を生ずることゝて其筋にては嚴重にこれを禁制しつゝあることとなるが又も去る九日午後五時頃訓練院の北方に多人數集合し石合戰の準備を爲せるより警吏數名出張してこれを解散せしめたりと

●犬に嚙まる　南山町二丁目本倉銀二郎長女いの（十二）は去る八日同町二丁目魚商生田富太郎方の飼犬の爲めに嚙み附かれたりしに折柄曾我勉氏は之を認めいのを救はんが爲め獵銃を以て犬を射殺せしが右は病犬の疑あるを以て再昨日解剖に附したりと

●亂暴者拘引せらる　旭町一丁目の清水組土木業安場健治（二十）といへるは實は土木受負師でも何でもなく土木の入札場に團子取に行くごろ漢にて平素は賭博を本業とし其の連累者は同町に十人ばかりもあり健治は昨年五月委託金費消罪にて入監せしこともある前科者なるが去る九日の夜泥醉の体にて南山町三丁目の宮地幸造の障子硝子二枚を打ち碎き鼻謠にて行き過ぎんとするを同家の雇人石橋新吉（五十）が跡追ひかけ何者なるかと呼び止めたるより健治は振り返り見て新吉は老体且つ不具者なるより己れ老耄奴何を吐すといひさまぶん毆り新吉も負けぬ氣となつてこゝな亂暴者奴とむしやぶりつき一場の爭鬪を爲せるより同町の三木長松が其の仲裁に入りし處健治は長松に喰つてかゝり兩人上を下へと組打をなす現場へ根占巡査が巡邏の途次斯くと見るより是れを取押へんとせしに健治は又もや根占巡査に打つてかゝるを漸くに取押へ本町派出所に連れ歸り醉狂者と見て説諭せしに益々暴言を吐き隙もあらば根占巡査をも打ち据ゑて逃走せんと態々挑みかけ折しも小川巡査が歸り來りて更らに説諭を試みし處又もこれに喰つてかゝり其の外套を引き裂き釦を引きちぎるなど狼藉に及んで始末に終へざるより遂に南部本署に引渡されたり

●巳の次だイヤ違ふ　市內壽町菓子商松井定次は客年韓人より明治町の或る温突を買ひ受け當坐[illegible]の韓人に貸し置きしにつひ此間右の韓人は家主に無斷にて何れへか姿を隱したりしかば家主は驚きて其の温突に至り立會人を連れ來りて屋內に入らんとせしも錠前の固く鎖ちあるより入る事叶はず如何はせんと思案に暮れ居る際又も南署[illegible]統監府郵便所長河原田甫なるもの該家屋に來り其の言に此の家屋は自分の所有にて客年茲の韓人より買ひ受けたるものなりとの事なるより松井は驚きてソンな馬鹿なことはあるものか此の家屋こそは正しく自分の物に相違なしと主張せしも兩人共自分の我ばかりも張れず悶着中なりとの事なるが呉々も土地家屋等の賣買に際しては嚴密なる調査を遂げ注意に注意を加ふべきなり

●水汲を毆る　目下井戸涸れて用水に不便を感じつゝあることとなるが南山町二丁目の煉瓦職青木喜三郎は共有井戸の側に於て本町四丁目の煙草商河村方の雇人韓人金致米が水汲みに來りしを故なく拒み韓人が強いて水を汲まんとするより携ねたる天秤棒にて毆り付け一昨日被害者より告訴せられたり

●醒れは元の朋友　鳥取縣の者にて釜山西町三丁目に居れるペンキ職本田芳松（二十）が當地に來り同職の高知縣生れにて旭町三丁目に居住する小谷安太郎（三十）兵庫縣生にて南大門通三丁目に居住する竹內島次（二十）の兩人より馳走を受けたるより其の返報にとて茉旗亭にて一盞を傾け互に醉の廻りしことゝて何かの言葉の行違ひより芳松と安太郎とが喧嘩をぶつ始め芳松は鼻柱を挪られて鼻血を流し安太郎は右手の中指を噛まれて血を出し島次が仲に入つてこれを制止する所へ憲兵が來つて取靜めたるに何れも忽ち醉を醒して見れば敵同士といふでもなくこゝに平和克復して更らに芽出度飲み納めたりと

●娘を尋ね彷徨ふ　大阪南區河原町より兵庫縣武庫郡本山村に轉住し小學校の使丁を爲せる田和サトは娘フサエが此の京城の長谷川町二丁目に來り居り病氣と聞きて其の看護の爲めに一昨九日の夜到着し長谷川町を目的の如く尋ね廻りしも娘の住所皆目知れざるより既に夜も更けしことなれば壽町一丁目の表具屋桂某は豫ねての知人ゆへに其の方に宿を借らんと南大門通りに出で途方に暮れて居る所へ二十二三の男が來かゝり自分も壽町へ行けば道連れせんといひ斯る內にサトは下駄の齒の抜けし故これを繕はんと屈み居る內に右の男は何れにか逃げ去りサトは手にせし絹ハンカチを紛失し或は右の男に掏り取られしにはあらざるかと大事の娘の詮議は拾置いてハンカチの捜索を警察署へ願ひ出でしが事情と聞けば右の次第なりしと

●喧嘩の仕損じ　兵庫縣川邊郡長尾村[illegible]生れにて若草町一丁目に居住する植木職[illegible]里惣太郎（六十）は去る九日の夜韓人風を裝へる日本人一名と同道にて長谷川町の水樂亭に到り酒肴を命じて兩人とも散々飲み盡したる末韓人風を爲せる連の者は一足先へ行くべしとて同亭より車代三十錢を立替させて出でたり後にて三圓といふ勘定の一段に至り惣太郎は此の支拂は連れの韓人が爲す筈なりしと苦情を唱へ出したるも韓國にて飲食店を營むほどの者其の手に乘らず理屈詰に責めたるより惣太郎も詮方なく今は持合せなければ自宅に附馬すべしといふより昨年九月初音の酌婦が遭難のことを思ひ出し油斷はならぬと近所の大里才次郎外一名を付けやりしにぞ惣太郎も屈強なる男二人に前後を取卷れては逃ることも出來ず彼方此方と一時間餘りも引き步行き謹を忘れて自分の家が分らぬとごまかすを付馬の者承知せず此奴いよいよ以て胡亂なりと南部警察署へ曳き行き斯くと告訴に及びしより惣太郎は無錢遊興者として直に留置されたり

●墳墓を發掘す　朝鮮名物の高麗燒を手に入れんが爲め貴重すべき他人の墳墓を發掘し其の筋の手に捕はるゝは間々あることなるが茲に又山口縣下の關市入江町永井利助（三十）外三名は客月二十九日午前十時頃京義線開城驛を南方一里許り距りたる炭洞といへる所に至り韓人林倘律の墳墓を發掘し銅製德利三個匙一本及び小皿一枚をマンマと竊取し互に顏を見合はして是さへあれば大願成就とニッコリ笑ひし所は好かりしも直ちに持主の發見する所となり起訴せられたり

●強姦未遂犯の判決　客年九月十九日の夜長谷川町の初音亭にて無錢遊興をなし同亭の酌婦入シマを付馬にして南山の絶頂に誘致し強姦せんとして其の抵抗せしよりナイフを以て數ケ所の傷を負はせたる長崎縣北高來郡諫早村の生れにて壽町一丁目の大工職山口末作は昨日重禁錮一年六ケ月監視六ヶ月に處分せられたり

●火事の卵　九日午前十時半頃大平町二丁目の支那料理店雷玉堂方の飯を炊ぐ竈の溫突より出火しあはや大事に至らんとせしを日中のことゝて早くも氣付て消止めたり

●荒井牧場の擴張　韓國の首要物産たる牛種改良と人生第一の滋養たる純良牛乳供給の機關なきを憂ひ先年酒匂農務局長及時重獸醫博士の贊成を得て之れが先鞭を着けし荒井初太郎氏の牧畜は其後成蹟顯著にして客年皇太子殿下御行啓の際も御料用の思命を蒙りし程なりしが今回又々洋牛數十頭を輸入し來りし由因に記す同場主任高山孝行氏が客年末歸省の際各地の牧畜をも視察し且專門獸醫をも招聘の上歸韓したることなれば尚一層の擴張を見るならん

●一月中南部警察署司法事故　左の如し
日本人に關しては邸宅侵入一、毆打創傷四、賭博四、委託物費消一、詐欺受鑑札一、強盜一、誘拐一、贓物收受一、[illegible]販賣一、詐欺取財二、官職詐稱一、韓人に對しては竊盜一四、貨幣僞造行使一